

# 二本松市の指定文化財

⑨

## 市指定 『相生集』

『相生集』は二本松藩の地誌として、近世安達郡と安積郡を網羅した歴史資料書として貴重であるため、平成十一年に有形文化財「典籍」に指定されました。

著者の大鐘義鳴は、五十五石取りの藩士で評定方儒者・奥御用間・御勝手方勘定奉行などを歴任する一方、和歌・国文に詳しくあったため、本書の編さんを命じられました。



風土記に準じた項目により、領内をくまなく実地調査し、巻一は提要、三郡建置考、同名義考、城主歴代考、安達太郎の弁、安達次郎の弁に始まり、巻二は村邑類、巻三は村邑類・山川類、巻四は山川類・閼梁類、巻五・六は名勝類、巻七・八・九は古蹟類、巻十・十一は神廟類、巻十二・十三は仏刹類、巻十四は墳墓類、巻十五は土宜類、巻十六は人物類、巻十七は人物類・風俗類、巻十八・十九は風俗類・物異類、巻二十は雑類として、全二十巻を天保十二年(一八一四)に完成させました。文章や文意に堅苦しさがなく読める文体で、引用史料は地史、史書、随筆、系譜、紀行、由緒、縁起、図絵、碑文など二百点以上の文献・記録を参考、引用しています。なお、原本は現在、市歴史資料館に常設展示されています。また、二冊に復刻・印刷し、文化課と歴史資料館で実費頒布を行っています。

## 市指定 『神輿巻基 および四神』

小浜字反町の塩松神社に保存されている神輿と、四方向の神獣である青龍(東)・白虎(西)・朱雀(南)・玄武(北)の四神像で、昭和五十三年(一九七八)有形文化財「工芸品」に指定されました。



神輿は、天明六年(一七八六)十月に郡代・郡奉行あて提出した「御神輿渡御願」、同年七月と記された「正一位慈現大明神御神輿寄進帳」、同九年に神輿渡御が始められた記録から、同八年に製作購入したものと判断できます。さらに、本体軸部の角柱に「武州江都通本白銀町三町目大仏師万屋半兵衛天明年間ノ作」と墨書があり、江戸日本

動が起こっています。

領民が蜂起した原因は、年貢等が容赦なく課税されたことや、その窮状をまったく配慮しない村役人に対する怒りからでした。

善右衛門は首謀者の一人として獄門を言い渡され、さらに家族全員が他領への追放処分となりました。

橋白銀町の仏師・万屋半兵衛が製作したことが分かります。屋根に乗る鳳凰から下台までの全高は約一八四cm、正面幅は屋根蔵手間で約一七〇cm、下台で約一二二cmを測り、現在も使用されていますが、保存状態は良好です。なお、神輿渡御は春の祈念祭、秋の通称「紋付祭り」の例祭で氏子の繰り出す四台の太鼓台行列で町内を巡ります。

## 市指定 『正木善右衛門 供養塔』

太田字五福田地内にある高さ一一九cm、幅三七cm、奥行三二・五cmの宝暦四年(一七五四)に建立された供養塔で、平成十五年に史跡に指定されました。

寛延元年(一七四八)、同二年と続けて凶作に見舞われ、これに呼応した一揆は県内諸藩で発生し、二本松藩でも寛延一揆と称する農民による暴

罪状は「訴えの仲間に入らない同村や隣村の者を打ち叩くと脅し理不尽に召し連れた。また、北戸沢村の家に押し込み、仲間にならない家には火をかける旨を申し渡した。さらに、集会で役人の悪口を申し述べたことは不届至極である。」など、ほとんどが身に覚えのないものでした。善右衛門は、藩処刑場があった供中川原で獄門となりました。供養塔には、「三十三所供養塔」とのみ刻まれています。義民であっても名前を記すことは許されない社会情勢を物語っています。

